

◆ペットフード安全法の概要◆

1 目的

ペットフードの安全性の確保を図り、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与する。〔第1条〕



2 定義

ペットフードとは、犬猫の栄養に供することを目的として使用されるもの。事業者とは、製造業者、輸入業者、販売業者をいう。〔第2条〕

3 責務

事業者は、ペットフードの安全性の確保において最も重要な責任があり、①安全性に係る知識・技術の習得、②原材料の安全性の確保、③ペットの健康被害防止のために必要な措置（たとえば製品の回収等）の実施に努める。〔第3条〕

国はペットフードの安全性に関する情報の収集・整理・分析・提供に努める。〔第4条〕

4 基準・規格に合わないペットフードの製造等の禁止

国は安全なペットフードのための製造基準、表示基準、成分規格を設定できる。〔第5条〕

いかなる人も、基準・規格に合わないペットフードを製造・輸入・販売することはできない。〔第6条〕

5 有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

ペットの健康被害を防止する必要が認められたとき、国は有害な物質を含むペットフードの製造・輸入・販売を禁止できる。〔第7条〕

6 廃棄等の命令

ペットの健康被害を防止する必要が認められたとき、国は基準・規格に違反した、又は有害な物質を含むペットフードの廃棄・回収等の措置を命じることができる。〔第8条〕



7 事業者の届出

ペットフードの製造又は輸入を行う事業者は事前に届出をする。〔第9条〕